

## 海鳥 団体規約

### ○名称

第一条 本団体は「海鳥」と称する。

第二条 本団体は鳥取県鳥取市湖山町4丁目101におく。

### ○目的

第三条 本団体はスキューバダイビングを通じて技術の向上や、自然の大切さを理解すること、さらにメンバー同士の親睦を深めることを目的とする。

第四条 全体会議は三か月に一回以上は開き、今後の方針を話し合うものとする。

### ○部員

第五条 役員として会長、副会長、会計をおき、会計は兼任可能とする。

第六条 次期役員は全体会議において、推薦または立候補にて決めるものとする。

第七条 入会する場合は特に制限を設けないが会長にその意志を伝えるものとし、退会も同様とする。

第八条 本団体は故意に部費を滞納したもの、活動の支障となるものに対し全体会議で承認を得た後、除名できるものとする。

第九条 入会するものは少なくとも大学生協の学生総合共済またはそれと同等の保険に加入しなければならない。

第十条 入会する者が未成年である場合、活動において多少の危険が伴うことに対して親権者の承諾を得なければならない。

### ○部費

第十一条 サークルに加入している者は取り決められた部費を支払わなければならない。

第十二条 備品の購入に必要な費用は部員全員で等しく負担するものとする。

第十三条 会計は年度末に会計報告を行い、部費の使途を明らかにしなければならない。

### ○顧問

第十四条 顧問は活動に対し助言、参加できるものとする。

### ○責任の所在

第十五条 ダイビングライセンスの有無に関わらず、引率するインストラクターと本人に責任があるものとする。

### ○活動

第十六条 合宿を行う場合、実施に先立ち活動計画書を大学、顧問へ提出し、実施後に報告書を同様に提出しなければならない。

第十七条 合宿中においてやむを得ない事情が生じない限り、計画書通りに実施するものとする。

第十八条 海が荒れていたりなどして危険と判断された場合、活動を中止とする。なお、その判断に関しては素人がむやみに行うのではなく、有資格者に意見をもらうものとする。

第十九条 活動は一人では行わず、バディ、インストラクターの資格を有した者と行わなければならない。